

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	公的給付支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海津市は、公的給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

岐阜県海津市長

公表日

令和6年7月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付支給等に関する事務
②事務の概要	①子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組の一つとして、臨時・特別の一時金を支給するもの。 ②住民税非課税世帯等に対する特別給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給するもの。 ③「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給事務について 電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯あたり5万円を支給するもの。 ④子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人あたり5万円を支給するもの。 ⑤子育て世帯負担軽減給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格および物価の高騰に直面する子育て世帯に対し、1世帯あたり1万5千円を支給するもの。 ⑥「電力・ガス・食料品等価格高騰生活支援特別給付金」の支給事務について 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯3万円を支給するもの。 ⑦「電力・ガス・食料品等価格高騰生活支援特別給付金」の支給事務について 電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対して、1世帯あたり7万円を支給する。また、当該給付対象者と同基準日において、同一世帯となっている18歳以下の児童(18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童)に対し、1人当たり5万円を支給するもの。 ⑧「電力・ガス・食料品等価格高騰生活支援特別給付金」の支給事務について 電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯等)に対して、1世帯あたり10万円を支給する。また、当該給付対象者と同基準日において、同一世帯となっている18歳以下の児童(18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童)に対し、1人当たり5万円を支給するもの。 ⑨「定額減税補足給付金(調整給付金)」の支給事務について 令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されるにあたり、定額減税しきれないと見込まれる所得水準者に対し、給付金(調整給付金)を支給するもの。
③システムの名称	統合行政システム、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

公的給付情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第101項、135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)10条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 ①【別表第二における情報照会の根拠】 121項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。)における情報照会の根拠】 第59条の4 ②【情報照会の根拠】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部税務課課税第一係、健康福祉部こども未来課子育て支援係、社会福祉課生活福祉係
②所属長の役職名	税務課長、こども未来課長、社会福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部税務課課税第一係、健康福祉部子ども未来課子育て支援係、社会福祉課生活福祉係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部税務課課税第一係、健康福祉部子ども未来課子育て支援係、社会福祉課生活福祉係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月28日	I-1②特定個人情報ファイルを取り扱う事務(事務の概要)	①子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務について 子育て世帯への臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組の一つとして、臨時・特別の一時金を支給するもの。 ②住民税非課税世帯等に対する特別給付金の支給事務について 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給するもの。	①子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務について 子育て世帯への臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組の一つとして、臨時・特別の一時金を支給するもの。 ②住民税非課税世帯等に対する特別給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給するもの。 ③「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給事務について 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯5万円を支給するもの。	事後	
令和4年9月28日	I-3.個人番号の利用(法令上の根拠)	・行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。第9条第1項別表第一項101項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条	・行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。第9条第1項別表第一項101項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)10条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月28日	I-4②情報提供ネットワークシステムによる情報連携(法令上の根拠)	番号法第19条第8号 ①【別表第二における情報照会の根拠】121項 【行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)における情報照会の根拠】第59条の4	番号法第19条第8号 ①【別表第二における情報照会の根拠】121項 【行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)における情報照会の根拠】第59条の4 ②【情報照会の根拠】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月3日	I-1②特定個人情報ファイルを取り扱う事務(事務の概要)	①子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組の一つとして、臨時・特別の一時金を支給するもの。 ②住民税非課税世帯等に対する特別給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給するもの。 ③「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給事務について 電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯あたり5万円を支給するもの。	①子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組の一つとして、臨時・特別の一時金を支給するもの。 ②住民税非課税世帯等に対する特別給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給するもの。 ③「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給事務について 電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯あたり5万円を支給するもの。 ④子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人あたり5万円を支給するもの。 ⑤子育て世帯負担軽減給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格および物価の高騰に直面する子育て世帯に対し、1世帯あたり1万5千円を支給するもの。	事後	
令和5年3月3日	II-1対象人数	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和5年3月3日	II-2取扱者数	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月29日	I-1②特定個人情報ファイルを取り扱う事務(事務の概要)	①子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組の一つとして、臨時・特別の一時金を支給するもの。 ②住民税非課税世帯等に対する特別給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給するもの。 ③「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給事務について 電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯あたり5万円を支給するもの。 ④子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人あたり5万円を支給するもの。 ⑤子育て世帯負担軽減給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格および物価の高騰に直面する子育て世帯に対し、1世帯あたり1万5千円を支給するもの。	①子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組の一つとして、臨時・特別の一時金を支給するもの。 ②住民税非課税世帯等に対する特別給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給するもの。 ③「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給事務について 電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯あたり5万円を支給するもの。 ④子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人あたり5万円を支給するもの。 ⑤子育て世帯負担軽減給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格および物価の高騰に直面する子育て世帯に対し、1世帯あたり1万5千円を支給するもの。 ⑥「電力・ガス・食料品等価格高騰生活支援特別給付金」の支給事務について 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得	事後	
令和6年2月29日	II-1対象人数	令和5年2月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	
令和6年2月29日	II-2取扱者数	令和5年2月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	I-5評価実施期間における担当部署 ①部署	健康福祉部社会福祉課児童母子福祉係、生活福祉係	健康福祉部こども未来課子育て支援係、社会福祉課生活福祉係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I-5評価実施期間における 担当部署 ②所属長の役職名	社会福祉課長	こども未来課長、社会福祉課長	事後	
令和6年4月1日	I-7特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	健康福祉部社会福祉課児童母子福祉係	健康福祉部こども未来課子育て支援係、社会 福祉課生活福祉係	事後	
令和6年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	健康福祉部社会福祉課児童母子福祉係	健康福祉部こども未来課子育て支援係、社会 福祉課生活福祉係	事後	
令和6年4月1日	II-1対象人数	令和5年2月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II-2取扱者数	令和5年2月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月16日	I-1②特定個人情報ファイルを取り扱う事務(事務の概要)	①子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組の一つとして、臨時・特別の一時金を支給するもの。 ②住民税非課税世帯等に対する特別給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給するもの。 ③「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給事務について 電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯あたり5万円を支給するもの。 ④子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人あたり5万円を支給するもの。 ⑤子育て世帯負担軽減給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格および物価の高騰に直面する子育て世帯に対し、1世帯あたり1万5千円を支給するもの。 ⑥「電力・ガス・食料品等価格高騰生活支援特別給付金」の支給事務について 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得	①子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組の一つとして、臨時・特別の一時金を支給するもの。 ②住民税非課税世帯等に対する特別給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給するもの。 ③「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給事務について 電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯あたり5万円を支給するもの。 ④子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人あたり5万円を支給するもの。 ⑤子育て世帯負担軽減給付金の支給事務について 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格および物価の高騰に直面する子育て世帯に対し、1世帯あたり1万5千円を支給するもの。 ⑥「電力・ガス・食料品等価格高騰生活支援特別給付金」の支給事務について 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月16日	I-3.個人番号の利用(法令上の根拠)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第101項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第101項、135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)10条	事後	
令和6年7月16日	I-5評価実施期間における担当部署 ①部署	健康福祉部こども未来課子育て支援係、社会福祉課生活福祉係	市民生活部税務課課税第一係、健康福祉部こども未来課子育て支援係、社会福祉課生活福祉係	事後	
令和6年7月16日	I-5評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	こども未来課長、社会福祉課長	税務課長、こども未来課長、社会福祉課長	事後	
令和6年7月16日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康福祉部こども未来課子育て支援係、社会福祉課生活福祉係	市民生活部税務課課税第一係、健康福祉部こども未来課子育て支援係、社会福祉課生活福祉係	事後	
令和6年7月16日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部こども未来課子育て支援係、社会福祉課生活福祉係	市民生活部税務課課税第一係、健康福祉部こども未来課子育て支援係、社会福祉課生活福祉係	事後	
令和6年7月16日	II-1対象人数	令和6年3月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年7月16日	II-2取扱者数	令和6年3月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	